

## 平成 24 年度事業計画書

### I 基本方針

当協会は、市町村振興宝くじの収益金及び運用益を活用して、県内 33 市町村の自治の振興と健全な発展を図り、もって住民福祉の増進に資することを目的として昭和 54 年 4 月 1 日に設立。岩手県が協会に交付する宝くじ交付金等を原資として基金を設置し、市町村に対する災害時の融資等のため、市町村標準財政規模岩手県総額の 0.3%を確保するよう基金の運用を図りながら各種事業を行ってきた。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した未曾有の東日本大震災は、沿岸市町村を始めとした県内市町村に甚大な被害をもたらした。これを受け、これまで積み立てていた 10 億円余を取り崩し、平成 23 年度事業として被災市町村の災害対策支援に充てている。

平成 24 年度は、公益法人制度改革による新しい公益財団法人としてスタートの年でもある。これまで以上に効率的な財政運営を行い、今後も想定される災害時の支援対策資金の確保を図るとともに、新たに定められた定款の目的に沿って、各種の事業を積極かつ効果的に実施する。

### II 事業計画

#### 1 資金貸付事業(定款第 4 条第 1 項第 1 号)

市町村に対し、災害対策事業及び施設等整備事業の資金として貸し付けを行う。

##### (1) 長期貸付（貸付予定枠 1,300,000 千円）

- ・貸付期間の種類等 償還期間 12 年（据置 2 年）・同 15 年（据置 3 年）

元金均等償還半年賦

- ・貸付利率 年 3%（財政融資資金の貸付金利が 3.3%未満の場合は、その貸付金利から 0.3%を減じた後の利率

※平成 23 年 3 月 7 日時点の利率 0.8%（償還期間 12 年）、1.0%（同 15 年）

##### (2) 短期貸付（貸付予定枠 100,000 千円）

- ・貸付期間 1 年以内
- ・貸付利率 長期貸付（償還期間 12 年）と同じ。ただし、自然災害や大規模な火事、爆発などに伴う災害に関連する事業については無利子。

#### 2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業（定款第 4 条第 1 項第 2 号）

##### (1) 市町村振興宝くじ（オータムジャンボ宝くじ）交付金交付事業

新市町村振興宝くじ（オータムジャンボ宝くじ）の収益金による岩手県交付金の全額を、県内 33 市町村が行う地方財政法第 32 条に定める事業に対して交付する。

（予算額 220,000 千円）

- ・配分基準：均等割 30%、人口割 70%
  - (2) 市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）助成金交付事業  
市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益金による岩手県交付金等を財源とし、県内 33 市町村が行う地方財政法第 32 条に定める事業に対して助成する。  
(予算額 350,000 千円)
  - ・配分基準：均等割 50%、人口割 50%
  - (3) 東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじ交付金交付事業  
東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじの収益金による岩手県交付金等を財源とし、県内 33 市町村が行う地方財政法第 32 条に定める事業に対して交付する。  
(予算額 1,174,970 千円)
- 3 市町村振興共同事業助成(定款第 4 条第 1 項第 3 号)  
岩手県内の市町村がそれぞれの行政区域を越えて、連携及び共同して行う事業に助成する。
- (1) 医師養成事業助成金（予算額 31,600 千円）
  - (2) 消防救急無線デジタル化助成事業（予算額 75,000 千円）
- 4 市町村の振興に関する調査研究及び資料収集・情報提供事業(定款第 4 条第 1 項第 4 号)  
岩手県内 33 市町村の概要を取りまとめて発行。市町村や関係機関、希望する住民に無償で配布する。又、随時、市町村振興に寄与する情報誌や市町村の各種データ・資料等を収集し、当協会の情報コーナーやホームページにおいて閲覧に供するほかホームページで広く情報提供する。
- (1) 市町村概要の発行 530 部、CD200 枚（予算額 1,000 千円）
  - (2) 市町村情報コーナー運営事業（予算額 2,000 千円）
- 5 研修事業(定款第 4 条第 1 項第 5 号)  
的確かつ質の高い公共サービスを住民に提供できるよう市町村職員の資質向上及び人材育成を図ることを目的に研修の実施及び支援事業を行う。
- (1) 市町村アカデミー・国際文化アカデミー研修受講費助成  
県内では受講する機会が少ない専門的かつ高度な研修を実施している市町村アカデミー（千葉県）、国際文化アカデミー（滋賀県）の研修を市町村職員が受講する際の研修経費の全額と旅費の一部を市町村に助成する。（予算額 10,420 千円）
  - (2) ブロック等研修事業助成  
市町村職員の研修事業（新規採用者研修、一般職員研修基礎、監督者研修、監督者選択講座研修）を単独で行う自治体やブロック協議会等に対し費用の一部（講師謝

金・交通費等)を助成する。(予算額 6,900 千円)

(3) 地方 4 団体研修事業助成

岩手県市長会など地方 4 団体が市町村長や市町村議会議員、市町村職員を対象に行う研修事業に対して助成する。(予算額 6,000 千円)

(4) 市町村職員海外派遣研修

当協会、市長会、町村会の共催により、海外の先進的な行政施策の視察や異文化体験を通して国際的な視野と識見を持った人材を養成するため市町村職員を欧州に派遣する。なお、研修後に報告書を 170 部発行し、各市町村や関係団体に配布するほか、当協会の情報コーナーやホームページにおいて住民の閲覧に供する。(予算額 12,050 千円)

(5) 市町村職員行政調査研修

市町村の直面する課題など担当業務の改善に生かすため、県内市町村職員を対象に、特色ある行政施策を実施している先進自治体の取り組み状況の調査や実務担当者との意見交換等を行う研修事業を開催。参加職員の旅費相当額を市町村に助成する。なお、研修後に報告書を 190 部発行し、各市町村に配布するほか、当協会の情報コーナーやホームページにおいて住民の閲覧に供する。(予算額 2,800 千円)

(6) 市町村職員研修会(講話)

地元ではなかなか聴講できない各界の有識者を中央から講師として招き、政治、経済などの自治問題を中心とする研修会を実施する。(予算額 1,586 千円)

(7) 市町村職員パソコン研修

ワードやエクセル、パワーポイントなど職務上必要とされる実践的技能の習得と自己研修に取り組む契機の間とするを目的に株式会社岩手ソフトウェアセンターに委託し実施する。(予算額 800 千円)

(8) 市町村職員一般・専門・特別研修

市町村職員が業務を遂行していくうえで必要とされる実務的かつ専門的な知識・技能を体系的に研修することを目的に、県内全市町村で構成する岩手県市町村職員研修協議会に委託し実施する。(予算額 16,600 千円)

6 緊急災害支援事業(定款第 4 条第 1 項第 6 号)

災害時における緊急支援として、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用区域に指定された市町村に対し、その復旧対策の促進が図られるよう災害見舞金を交付する。(予算額 1,000 千円)